

medU-net 会則の改正案(新旧対照表)

現 行	改 正 案
(事務局) 第 2 条 本会の事務局は、国立大学法人東京医科歯科大学 産学連携研究センター（東京都文京区湯島 1-5-45）に置く。	(事務局) 第 2 条 本会の事務局は、国立大学法人東京科学大学 医療イノベーション機構（東京都文京区湯島 1-5-45）に置く 大学名称の変更
(種別) 第 5 条 本会の会員は、次の通りとする。 (1)アカデミア法人会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する大学、公的研究機関等の学術研究機関 (2)企業・団体会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する企業および法人格を有する団体 (3)個人会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する個人 (4)賛助会員 本会の事業を支援する法人、団体又は個人 (5)ゴールド会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する大学、公的研究機関等の学術研究機関、企業および法人格を有する団体 2. 前項第 1 号のアカデミア法人会員、同第 2 号の企業・団体会員の各代表 1 名を、本会の評議員とする。	(種別) 第 5 条 本会の会員は、次の通りとする。 (1)アカデミア法人会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する大学、公的研究機関等の学術研究機関 (2)企業・団体会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する企業および法人格を有する団体 (3)個人会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する個人 (4)賛助会員 本会の事業を支援する法人、団体又は個人 (5)ゴールド会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する大学、公的研究機関等の学術研究機関、企業および法人格を有する団体 2. 前項第 1 号のアカデミア法人会員、同第 2 号の企業・団体会員、同第 5 号のゴールド会員の各代表 1 名を、本会の評議員とする。 ゴールド会員の追記
(会費等) 第 7 条 第 5 条の本会会員に関する会費等については、以下のとおりとする。 (1)アカデミア法人会員、および企業・団体会員は、総会において定める会費を事業年度ごとに納入しなければならない。 (2)個人会員は、会費を納めることを要しない。 (3)賛助会員は、所定の賛助金を納入する。 2. 納入された会費および賛助金は、理由の如何を問わず返還しない。	(会費等) 第 7 条 第 5 条の本会会員に関する会費等については、以下のとおりとする。 (1)アカデミア法人会員、企業・団体会員およびゴールド会員は、総会において定める会費を事業年度ごとに納入しなければならない。 (2)個人会員は、会費を納めることを要しない。 (3)賛助会員は、所定の賛助金を納入する。 2. 納入された会費および賛助金は、理由の如何を問わず返還しない。 ゴールド会員の追記
(会長) 第 17 条 会長は、選考委員会により推薦され、総会の決議で選任される。 2. 前項の選考委員会は、運営委員、特別顧問 1 名およびアドバイザー 1 名を最大として構成される。	(会長) 第 17 条 会長は、選考委員会により推薦され、総会の決議で選任される。 2. 前項の選考委員会は、コンサルティングパネル全メンバー、特別顧問 1 名およびアドバイザー 1 名を最大として構成される。 3. 前項の特別顧問 1 名、アドバイザー 1 名は互選により選定する。 会長選考委員をコンサルティングパネルとする
(会長の職務) 第 18 条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括及び執行する。 2. 会長に事故が生じたとき又は会長が欠けたときは、運営委員長がその職務を代行する。	(会長の職務) 第 18 条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括及び執行する。 2. 会長に事故が生じたとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。 会長代行を副会長に統一
(特別顧問・相談役) 第 22 条 会長は、本会の特別顧問・相談役・副会長を 10 人程度置くことができる。 2. 特別顧問・相談役は、学識経験者等から運営委員会の推薦により、会長が委嘱する。 3. 特別顧問・相談役は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。 4. 特別顧問・相談役の任期は選任後 2 年以内の事業年度末日までとし、再任を妨げない。	(特別顧問・相談役・副会長・アドバイザー) 第 22 条 会長は、本会の特別顧問・相談役・副会長・アドバイザーを 10 人程度置くことができる。 2. 特別顧問・相談役・副会長・アドバイザーは、学識経験者等からコンサルティングパネルの推薦により、会長が委嘱する。 3. 特別顧問・相談役・副会長・アドバイザーは、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。 4. 特別顧問・相談役・副会長・アドバイザーの任期は選任後 2 年以内の事業年度末日までとし、再任を妨げない。 副会長およびアドバイザーの追記

medU-net 会則の改正案(新旧対照表)

現 行	改 正 案
第 5 章 運営委員会	第 5 章 コンサルティングパネル・運営委員会 (コンサルティングパネル) 第 23 条 会長は本会のコンサルティングパネルを置くことができる。 2. コンサルティングパネルは、会長の求めに応じて、本会の事業について助言する。 3. コンサルティングパネルのパネルメンバーは会長が指名する。 4. コンサルティングパネルメンバーの任期は選任後 2 年以内の事業年度末日までとし、再任を妨げない。 コンサルティングパネルの設置、要件の追記
(運営委員会) 第 23 条 会長は、本会の目的を達成するために運営委員会を設置し、運営委員を最大 7 名指名する。 2. 運営委員会は会長が召集する。 3. 運営委員会は、次の事項について審議し、会長の承認をもって決定する。 (1) 事業活動の企画・運営 (2) 専門部会、ワーキンググループの開設 (3) その他、本会の運営に必要な事項 4. 運営委員会での活動状況は、総会にて報告する。	(運営委員会) 第 24 条 会長は、本会の目的を達成するために運営委員会を設置し、運営委員を最大 7 名指名する。 2. 運営委員はアカデミア法人会員、企業・団体会員およびゴールド会員法人のいずれかに所属する者から指名する。 3. 運営委員会は会長が召集する。 4. 運営委員会は、次の事項について審議し、会長の承認をもって決定する。 (1) 事業活動の企画・運営 (2) 専門部会、ワーキンググループの開設 (3) その他、本会の運営に必要な事項 5. 運営委員会の審議は、運営委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 6. 運営委員会での活動状況は、総会にて報告する。 7. 運営委員に欠員が生じた場合、会長は補欠の委員を指名することができる。 8. 補欠として指名された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 運営委員会の要件の追記
(所管) 第 25 条 事務局は、会員名簿の作成及び維持、予算管理、広報事務、その他の本会の事業活動に係る事務全般を所管する。 2. 事務局長は、 運営委員会の決議を経て 会長が 任免 する。	(所管) 第 26 条 事務局は、会員名簿の作成及び維持、予算管理、広報事務、その他の本会の事業活動に係る事務全般を所管する。 2. 事務局長は、 コンサルティングパネルの推薦により 会長が 任命 する。 3. 事務局長の任期は選任後 2 年以内の事業年度末日までとし、再任を妨げない。 事務局長はコンサルティングパネルの推薦、任期の記載
(施行期日) 第 34 条 この会則は平成 25 年 6 月 24 日から施行する。この会則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。この会則は、平成 29 年 4 月 11 日から施行する。この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。	(施行期日) 第 35 条 この会則は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。 総会で会則の改定が承認されたのち施行